

## 平成20年度第1回南三陸町情報公開・個人情報保護審査会会議録

日時：平成20年4月16日（水）

午後1時35分～午後2時35分

場所：南三陸町役場

防災対策庁舎1階多目的ホールB

### 出席者

審査会会長	及川 利征
委員（会長職務代理者）	及川 透
委員	坂野 智憲
委員	山内 孝明
委員	須藤 芳子
南三陸町 総務課長	佐藤 徳憲
総務課課長補佐	
兼総務法令係長	阿部 良人
総務課主査	岩淵 武久
総務課主事	佐藤 由貴 (開会時のみ)

### 会議の記録

開会前 午後1時30分～午後1時35分 町長あいさつ (あいさつ終了後退席)

#### 午後1時35分 開会

阿部補佐 それでは、平成20年度第1回南三陸町情報公開・個人情報保護審査会を開催いたしたいと思います。

早速、審査のほう、お願いしたいと思います。

審査会条例の第5条の規定によりまして、会長が議長となって進めていただくということとなりますので、よろしくお願ひいたします。

及川会長 それでは、会議に入ります前に、私のほうから御挨拶を申し上げたいと思います。

(会長あいさつ)

本日の審査会、出席委員は全員となっておりますので、審査会条例に定める過半数、これを超えておりますので、会議は成立ということです。

それでは、本日の会議を進めさせていただきます。

阿部補佐 会長。

及川会長 事務局、どうぞ。

阿部補佐 冒頭に申し上げればよかったです、本日のこの審査会の会議に傍聴の申し出がございまして、2名の方がお見えになっておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

及川会長 本日の会議の会議録署名委員を指名いたしたいと思います。

審査会規程第7条第2項に規定する委員として、本日の会議の会議録署名委員を指名いたします。会議録署名委員は、須藤委員を指名いたします。よろしくお願ひします。

それでは、諮問を受けております内容について、お手元に既に資料が配布されていることと思いますが、審議第1号、南三陸町長における死者を本人とする個人情報の開示請求権の設定についてを議題といたします。

事務局からお願ひします。

岩淵主査 はい。それでは、御説明させていただきます。お手元にお配りしております審議資料のほうを御覧いただきたいと思います。読み上げます。

(審議第1号提出文朗読)

引き続き説明のほうに入らせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

及川会長 お願ひします。

岩淵主査 御説明申し上げます。まず、この審議第1号についてですが、当町の個人情報保護条例、この第15条では、亡くなった方、死者を個人情報の本人とする情報の開示請求権について規定されている条文となっております。当町の個人情報保護条例は、死者の方を本人とする個人情報、それにつきましても生存されている方と変わりなく保護すべきであるといった観点、また、ある程度、相続人等の方々に開示請求権を認めるといったものとなっております。今回、南三陸町長から平成20年3月24日付けで諮問の具体につきましては、第15条第1項第3号にということで、こちらの規定は、死者の相続人は、死者から相続した財産に関する情報、未成年者であった死者の親権者は、その亡くなったお子さんに関する情報、また、死者の死亡当時における配偶者等、こちらにつきましては相続以外の原因によりその配偶者等が取得した権利或いは義務に関する情報についての開示請求権を設定しているものです。この規定、第15条第1項の中で、例えば配偶者の方、子供、2親等内の血族の方、そういった方について、配偶者等、この配偶者等については別途定義があるのですが、相続以外の原因によりその配偶者等が取得した権利或いは義務に関する情報に準じて配偶者等と密接に関係があると認められる情報として実施機関が審査会の意見を聴いた上で定める情報については、開示請求ができる情報として認めましょう、こういった内容がございます。今回の諮問は、実施機関、この件は南三陸町長が実施機関とな

るものですが、別途第15条第1項第3号イにより定める情報として、この後御説明する事項について設定させていただく、そのための諮問となっております。

また、この審査会で審議いただくこと、これは、審査会条例第2条第1項第2号の規定、こちらに基づくものとなります。審議事項の提出自体については、以上の内容となります。

続きまして、たいへん恐れ入りますが、予め送付させていただいております南三陸町長からの諮問書について御覧いただきたいと思います。1枚めくっていただきまして、別紙、こちらを御覧いただきたいと思います。

まず一つ目として、諮問することとする事項の概要、こちらにつきましては、ただ今申し上げました、個人情報保護条例の第15条第1項、こちらで開示することができる情報、これが限定されております死者の個人情報について、現在町が行っています業務の内容、状況等に対応しまして、その設定する範囲、こちらに新たに医療、介護に関する情報について加える、開示することができる情報としたい、そういういた内容となっております。

二つ目といたしまして、こういった医療に関する情報、介護認定に関する情報を開示することができる、といいますか開示請求することができる情報として設定することの理由といたしましては、資料のほうに記載のとおりではありますが、現在は、死者の個人情報の開示請求権に関しては、資料の表に記載のとおりの範囲等となっております。まず一つ目、死者の相続人の方、この場合は、その亡くなった方から相続した財産に関する情報についてであれば開示請求することができる、そういういた内容となっておりまして、二つ目といたしまして、亡くなった当時に未成年者であった死者の親権者、この場合は、その亡くなった方に関する情報であれば開示請求することができる、三つ目といたしましては、死者の死亡当時における配偶者等、この配偶者等につきましては、先ほども若干触れさせていただいてはおりますが、いわゆる内縁の妻等を含む、また、子、親も含むものとなっておりまして、この場合は、亡くなつた方の死に起因して相続以外の原因により取得した権利又は負うこととなつた義務、これに関しては開示請求することができると、現行の規定でもなっております。この他として、資料には②として掲げておりますが、ただ今申し上げました相続以外の原因により取得した権利や義務に関する情報に準じて、配偶者等、2親等内の血族と密接に関係があるとして、審査会の意見を聴いた上で、各実施機関が別に定める情報についても、開示請求権を認める、そういういた条例15条の構成となっております。

条例15条の規定の趣旨自体、こちらは資料のほう、また、以前お配りしております解釈資料にも記載はいたしておりますが、亡くなった方は、当然に死後は自らの個人情報に関与することができない、しかしながら、町の機関で保有する死者の個人情報は生存されている方となんら変わることなく保護すべきである、亡くなった方に関する情報には、財産等に関する情報も多く存在し、その相続人等の方々に帰属すべき情報も多々存在する、そういう点から、亡くなった方の個人情報、こちらの開示請求権についてもある程度範囲として認めましょう、そういう考え方のもとに設けられているものです。今回、医療、介護、こういった部分の情報で、亡くなった方の配偶者等と密接に関係があるとして認められる情報として予め設定する、その理由、具体につきましては、資料次のページに記載のとおりであります。医療に関する情報、これに関して、別途配布させていただいております参考資料、こちらを御覧いただきたいと思います。廃止前のということで、まず3件ほど要綱、要領を掲げさせていただいております。南三陸町個人情報保護条例の施行に伴いまして、従前存在しました南三陸町診療報酬明細書等の開示に係る事務取扱要領、これにつきましては、17年10月の合併当初から制定されているのですが、この要領は、いわゆるレセプトと言われます診療報酬明細書、こちらの開示自体について開示請求権、開示の方法等を規定していたものです。個人情報保護条例は19年に施行となつたのですが、合併当時から、実際にはそれ以前から、いわゆるインフォームドコンセント、そういう考え方に基づいて、医療、こういった部門では、例えば全体としての個人情報保護が制度として構築される前に、個別に制度として個人情報の開示請求等に関する手続等が確立されておりました。南三陸町として、合併当時からこの要領を制定してきた理由としましては、従前から存在したということが第一義ではありますが、レセプト等、こちらには医療行為に関する記録が多々記録されていると、それに対して被保険者、町で保有となりますと国民健康保険の被保険者、老人医療、現在では後期高齢者医療でしょうか、こういった方々に医療行為の状況についてレセプトを基に明らかにして、自分が費用の一部を負担して受けた医療の行為等について御確認いただく、そういうたためで制定しておったものです。これと同様に、公立志津川病院、合併前は一部事務組合となりますが、こちらでも公立志津川病院診療情報提供実施要綱として、医療行為についての記録についての開示について、要綱を定め、制度として設定しておりました。この内容も、インフォームドコンセント、そういう考え方、理念によるとしたもので、この要綱の中では、患者本人がなくなった場合については、その親族等に開示を認めるといった内容を規定しておりました。平成19年に南三陸町個人

情報保護条例が制定、施行されまして、それと同時に、今申し上げました医療行為等に関する情報についても当然に条例の範疇に入るということとなりますので、一旦、要綱については条例制定の段階で廃止とさせていただいているものです。条例制定後、運用状況等を踏まえた上で、制度の構築といいますか、制度設計を検討、実証していこうとしておったものです。今回、介護認定に関する情報ということで、今回掲げさせていただいておりますが、介護認定、これは介護保険法に基づく介護保険事業、こちらでの要介護認定、要支援認定、一般的に介護認定として言われるものですが、こちらの個人情報につきましても、死者の部分、医療行為に関する情報と同様にある程度開示請求権を設定したいと考える、そういうのです。これも、現在、未だ例規集には登載されてはおりますが、介護認定に関する情報につきましては、従前、要綱をもっておりまして、こちらも個人情報保護条例の制定に伴い、全面的な改正しております。今回、亡くなった方の個人情報に係る開示請求権、その範囲を予め設定しましょう、というのは、医療、介護に関する情報については特に個人自身にとって重要な要素を含むものが多いわけでして、実際、過日になりますが、当町の地域包括支援センター、実施機関である南三陸町長の傘下といいますか組織であります、こちらあてに生命保険会社から亡くなった方の介護認定に関する情報の開示についての問い合わせがなされております。この問い合わせ自体、生命保険会社からですので開示請求は行えないとして御理解いただいておりますが、具体としては要介護認定の状況について開示されたいといった内容のものでした。そういう事例がございます。介護保険における資料には、身体の障害の状況等、逐一記録されております。このことから、いわゆるカルテ、レセプト、こういったものと同様に取り扱いたいとして考えておるものです。

その他、資料には条例第9条第1項ただし書との関係、考え方について記載しております。この点に関しましては、御確認いただければと思います。

行ったり来たりの説明でたいへん申し訳ありませんでしたが、諮問の概要等につきましては、以上のとおりで、診療録等医療行為に関するもの、診療報酬明細書も同様ですが、これに介護保険の介護認定等に関するもの、これを新たに死者のものについて開示請求することができるものとして設定する、そういうのです。設定の具体としまして、本日、別に参考資料として1枚ものの資料をお配りしておりますが、南三陸町個人情報保護条例の試案、試みの案として記載しておりますとおり、町民税務課が保有しております診療報酬明細書及びその明細書に添付されている書類に記録されている情報、公立志津川病院が保有しております

診療録その他の医療行為に関する書類に記録されている情報、保健福祉課又は地域包括支援センターが保有している介護保険法に基づく要介護認定又は要支援認定に関する書類に記録されている情報として個別に設定したいと考えております、各所属等を限定しての設定としておりますが、これは、例えば医療行為に関する情報、こちらは公立志津川病院以外の組織でも有することが考えられます。しかしながら、例えばそれは生活相談とか各種相談記録の記録票等に存在することが想定されるものですが、そういった本来の医療行為を行う部署でない組織等が保有している、相談等に関して相談者から提供されたとか、単なる参考的な資料については対象とはしないといったことを目的として、制限といいますか個別の設定をしているものです。資料に記載の内容は、あくまで試案となっておりますので、この内容が町の法規として走るとして確定しているものではなく、当然、この審査会の御意見等を踏まえた上で規則制定とするものです。あくまでも参考としての資料で申し訳ありませんが、よろしくお願ひいたしたいと思います。

なお、御参考までにではありますが、当町と同様に死者の個人情報の開示請求権についての規定を持つ仙台市さん、こちらの条例施行規則では、例えば仙台市立病院さん、急患センターさんが保有している診療録その他の診療に関する記録、他には消防局をお持ちのことからと思いますが救急業務実施規程による救急記録票等を開示請求することができるものとして設定されております。

今回の諮問、これは個人情報保護条例の施行前には任意的にある程度は可能としていた部分について、条例に基づき確実に設定するとしたものです。よろしくお願ひいたします。

前後して申し訳ありませんが、資料としては、他に、南三陸町個人情報の保護に関する事務取扱要綱、こちらの全文をお配りしております。この中では、病院事業における事務手続の流れをある程度独立といいますかさせたりしております、病院事業に係る個人情報の開示等の事務に関しましては院内で完結させ、不必要的ラインを経ることなく手続を完了させ、個人情報を厳重に保護するといったものとしております。

概要等の説明としましては、以上でございます。

及川会長

はい。ありがとうございました。

ただ今、事務局から、説明がありました。ここで休憩としたいと思います。

坂野委員

休憩ですか。このまま引き続きよろしいんでしょうか。

及川会長

それではこのまま引き続きということにします。質疑に入ります。委員さん方からあればいただきます。

坂野委員

私のほうから、3点ほど質問させていただきますが、廃止前の診療報

酬明細書の開示の取扱要領ですと、全国的にも同じなんんですけど主治医に同意するかどうか照会して、その主治医の意見に従って開示不開示を決めると、そうした取扱いになっていたと思うんですが、今後はそういった扱いはせずにということになるわけですか。

岩淵主査

はい。基本的に、これまでですと、主治医の方の御意見を踏まえた上での実施、実施といいますか決定としていたわけですが、今後としましても、条例のほうの第三者に関する部分で意見聴取をさせていただいた上で、開示するとすれば開示、開示すべきでないという御意見であればそれを踏まえた上で何らかの決定をさせていただく、そういうことで第三者に対する意見聴取ということで考えております。

坂野委員

今後は、17条の規定で開示不開示を判断されるということですね、原則開示というかたちで。特に除外規定がなければ開示と。そういう理解でよろしいですね。

岩淵主査

あと同じくですね、従前のカルテについての取扱要領では、院長は開示できること、義務規定ではなかったんですけど、今後はもう、17条に基づく原則義務規定になるということでおよろしいですか。

坂野委員

はい。  
最後に、今回の規則の案ですね、書類というふうな表現となっているんですが、この書類には画像ですとか電磁的記録物を含むという趣旨ですか。これは例えば明記しなくてもいいという、例えば括弧書きですかする必要はない。

岩淵主査

今回のこの試案に、書類として提示させていただいておりますが、確かにこの書類という部分について具体的な定義がないということをたいへん申し訳ありません。これはあえて書類として対象の範囲を狭くするといったものではなく、より広義なかたちでのといった考え方としております。あくまで案ということで申し訳ありませんが、今回、作成させていただいております。

坂野委員

そうすると、行政文書については条例に定義規定がありますので、行政文書プラスアルファという理解をすればよろしいんですか。

岩淵主査

基本的に、この書類ですが、実施機関が保有しているものですので、この全体を行政文書として考えさせていただくというものでして、行政文書それとプラスアルファに他の書類という考えではなくて、添付された書類についても行政文書ですよといった考え方であります。

坂野委員

そうすると、行政文書には電磁的記録とか含むといった規定になっているから、結果的にはそれを全部含むんだということでおよろしいですか。

岩淵主査

はい。

及川会長

そのほかにありませんか。

- 坂野委員 意見として言えば、理解しましたので、私は賛成いたします。
- 及川会長 はい。ほかにありますか。ほかの委員さん方、どうですか。
- なかなか法律解釈というか条例解釈ですので難しい部分はあると思いますが、いかがですか。私も流れはというか内容は読んでみてはいるんですが、なかなか難しいというか。
- 佐藤課長 先ほどの休憩というのは、そういう具体的にどういうことかということをという意味での休憩だったということで。
- 坂野委員 どうぞ、フリートークでやっていただき結構ですので。
- 及川会長 ほかの委員さん方、ございませんか。
- 山内委員 この開示はどういうケースのときに開示請求っていうのがあるんでしょうか。
- 岩淵主査 今回、この案として示しております、例えば町民税務課のほうで管理させていただいているレセプト、或いは志津川病院で管理させていただいているカルテ、こういった部分につきましては、御本人が生存されているとすれば、御本人が費用の一部を負担して受けた医療の状況について具体に御本人が知りたい、そういった場合は通常取れるわけですが、御本人が亡くなつた、その場合には、基本的には例えば配偶者の方が亡くなつた場合、奥さんなり旦那さんなりが配偶者であった死者が亡くなる前に受けた医療の状況について、正式な書類については通常同意書だとか、そういったものは手元に残るにしても、実際の治療の状況、例えば投薬の状況等についての実際の記録というものは手元には存在しない、そういうことを受けて、医療の状況に疑念があるとかといった場合に、ある程度そういうことに対応すべく、開示を行う、或いは開示請求がなされるということが考えられます。今回、一例として挙げさせていただいている生命保険会社からの問い合わせ、これですが、介護認定に関する記録には身体の状況等が詳細にあるわけで、生前の段階での重度障害というんでしょうか、生命保険上でのその認定、判断に用いられるんではないかといった趣旨での問い合わせと確認しております。自立度、といった記録について情報を得れればといったもののようにです。今回の質問では、介護認定、これよりも軽いといいますか、要支援認定に係る部分についても対象に含ませていただくこととして考えております。説明のほう不足して申し訳なかったんですが、相続以外の原因により取得したとする部分についてですが、結果的に、例えば医療過誤に係る請求権が遺族に権利として生ずるとしても、疑念の段階、その段階では直接に明確に権利や義務が発生しているとは必ずしも言えない。そういうことになります。将来の結果を見越しての開示はできませんので、今回、例外といいますか、別枠に事前に設定しておきますよ、といったものです。

- 及川委員 保険会社の請求ですか、これは断ったわけですよね。
- 佐藤課長 第三者は開示請求はできませんから。
- 及川委員 例えば学校なんかでいじめですか、これを苦にしてですね、最近なんかですと自殺とかそういった問題が発生していますけど、その時に、例えば学校の先生、学校側から生徒についての開示請求があった場合はどうなりますか。
- 佐藤課長 それもできません。第三者、お話のあった学校とかはできません。
- 及川委員 未成年者の場合は、死者の親権者ですか、これは請求ができると、学校なんかであれば、その代わりになれるとか。ある程度の保護の責任とかあるわけですよね。
- 岩淵主査 お子さんの場合だとしまして、死亡当時未成年であった方の親権者であれば、何ら範囲に制限はなく開示請求できます。学校であればといった部分ですが、学校の名での開示請求は、今課長がお話ししたとおりできません。逆に、それを教育委員会という実施機関の中で事務の執行等でどう用いるかといったことはあるかと思いますが、通常の開示請求としては学校としてはできないということとなります。教育委員会の組織として何かの調査とか、そういった部分で必要なものについてやりとりがある、それはまた別の考え方となります。
- 坂野委員 それは情報公開条例に基づく請求になるわけです。もちろん認めるかどうかの問題はありますけど。条例が違う、そういうことです。
- 及川会長 そのほか、委員さん方ありませんか。
- 山内委員 ちょっと教えていただきたいんですけど、例えばおじいさんが亡くなつたと、その場合に家族がちょっと調べたいと、そういった場合には従前でも開示していただいていたということですね。今回こういうかたちで条文ですか、これを作り直すということですが、その違いというのは、先ほど坂野先生もおっしゃってましたが、この開示しなければならない、ことに意義があるということですか。
- 岩淵主査 これまでですと、国を含めまして個人情報保護制度、国であれば個人情報保護法、行政機関法、これ自体の確立が比較的最近でした。その制度の確立の前に、医療とかこういった分野では、ある程度、説明責任といいますか、情報公開制度とは別にある程度患者さんには情報を提供しようと、インフォームドコンセントといった理念が広まると同時に制度として先行していたんです。一部事務組合時代ではありますがカルテを保有している志津川病院、あとはレセプトを保有している当町の現在の町民税務課、こういった分野では、本来の個人情報保護制度が構築、確立される前に、先行して導入されていたというものでして、今回要綱を廃止して改めて設定をさせていただくと、条例が施行となりましたので、どうしても上位にその条例が存在することになります。基本的

にそれを飛び越えてといった取扱い、要綱は当然として否定されるということになりますので、そういうかたちで一旦廃止とさせていただいていると、今回、改めて条例に基づく開示請求権を正規に設定しようと、これまでですと、あくまで任意といいますか、すごく積極的な制度といったものという感じではなく、努力規定といいますか、そういうたニュアンスでの制度としておりました。今回は、何ら他の個人情報と変わることなく、基本的には開示義務を負うと、そういうた考え方になります。

山内委員

先ほど、権利があるときには請求ができるというような言い方をされておりましたが、そうしますと、今は極端な話、医療過誤だと、損害賠償請求だと、そういうた具体的になつたところでないと現行の制度では開示請求できないということでしょうか。そこまででなくとも、なにやらおかしいと、そういうた感じの時点で開示をお願いするということができるということになるということでおろしいでしょうか。

岩淵主査

結果的にはそういうたかたちとなります。条例施行により、一旦、入口が閉じていた、閉じたかたちとなつてしまっていたものを今回の設定により入口を正規に開くと、そういうたのような感じのものです。

及川会長

やっぱりこれまで、医療機関とか、そういうたケースが多かつたんですかね。だからその部分では医療機関が先行していたということなんでしょうね。

岩淵主査

先生が説明して患者さんが同意して、そういうた流れが主流となってきた頃に導入されたのがカルテ開示の制度と思います。

及川委員

つまらない話で恐縮ですが、開示請求できるとして、費用なんですけど、それがとても高くなつて、結果開示を受けることができなくなるということはないんですかね。

岩淵主査

開示自体については無料です。ただ、たいへん恐縮なんですが、情報公開制度と同様で、写しの提供を受ける場合は実費負担をしていただくということになります。例えばコピーですと、1枚10円と、あくまでも実費を負担していただくということになります。先ほど坂野先生からお話をあった例えば電磁的記録、レントゲンとか現在電子データになっているもの、そういうたものの場合は、例えばCD-Rの購入自体に要する費用をいただくというもので、複製物を作成する費用はいただかないというものです。記録媒体を用意する費用については負担いただきます、そういうたものです。

及川会長

それは別に条例で定めているとかですか。

岩淵主査

実費負担の部分、これは参考資料の19ページ目のほうに、南三陸町個人情報の保護に関する事務取扱要綱の第4、その他の2に、行政文書の写しの交付その他の物品の供与に要する費用の額ということで規定さ

せていただいているとして、実際には情報公開制度における同種の場合と同じ額を負担していただくとしております。これは、手数料等ではございませんので、条例での規定とはしておりませんで、この要綱で定めております。開示に係る手数料は徴収しないと、その規定は条例の中にありますと、実費負担のそもそもその根拠につきましても、条例の同箇所の規定で根拠付けております。これは、情報公開も同様となっております。

及川会長 そのほか、須藤委員さん、ありませんか。

須藤委員 私のほうは特にありません。

及川会長 ここで休憩に入らせていただきます。

---

(休憩 (休憩間において法制面に関する質疑等あり。))

---

及川会長 再開します。

本日、諮問受けてます案件について何かございませんか。

(特に質問等なし。)

なければ、諮問されています事項については、審査会の意見としては賛成といいますかそういうふうに答申をすると、これに御異議ございませんか。

(異議ない旨の声あり。)

それでは、本日審議いたしました案件については、本日の審議の内容に基づきまして、審査会の意見として答申することと決定いたします。

その他、事務局からありますか。

岩淵主査 3点ほど、その他として御説明といいますか、お知らせいたします。

本日お手元のほうに、情報公開条例に基づく開示の実施の状況、個人情報保護条例の運用状況について、条例の定めに基づき公表する案文をお配りしております。これは、広報南三陸5月号に、町として公表させていただくものとなっておりますので、御確認いただければと思います。

2点目といたしまして、統計法という法律がございますが、この法律が平成19年5月に全部改正として公布されております。この改正法、基本的には公布から2年以内の施行となっておりまして、現段階では施行期日が未確定となっております。この全部改正法で廃止となる法律も含め個人情報保護条例で引用しておりますので、いずれ当町の個人情報保護条例の改正を行うとして予定されます。予め、御参考までにお知らせいたします。

3点目といたしまして、現在、町の公式ホームページのほう、内容を充実させていただいているとあります。前回も若干御説明はさせていただきましたが、そのホームページのほうに委員さん方の名簿、現在の職等を含め公開させていただきたいと、また、これに併せて、会議録に

ついても非公開とするものを除いては公開とさせていただきたいと考えております。掲載自体は近日中ではなくいずれとなりますが、よろしいでしょうか。

(異議ない旨の声あり。)

及川会長 それでは、本日の会議を閉会といたしたいと思います。御苦労様でした。

午後2時35分 閉会